

第1015回教育委員会

平成27年9月10日
県庁舎教育委員会室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 国民体育大会東北ブロック大会兼第42回東北総合体育大会の結果について (スポーツ保健課競技スポーツ推進室)
- (2) 教職員の不祥事防止に係る有識者会議の提言について (総務課教職員室)

5 議 題

- 議第1号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (総務課)
- 議第2号 平成27年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について (総務課)
- 議第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
 - 議第3号の1 平成27年度山形県一般会計補正予算(第2号)のうち教育委員会に関する事務に係る部分 (総務課)
 - 議第3号の2 山形県青年の家の指定管理者の指定について (文化財・生涯学習課)
 - 議第3号の3 山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について (文化財・生涯学習課)
 - 議第3号の4 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について (スポーツ保健課)

6 閉 会

国民体育大会東北ブロック大会兼 第42回東北総合体育大会の結果について

- 1 開催期日
平成27年8月21日（金）から23日（日）の3日間を主会期として開催
- 2 開催場所
岩手県下16市町村
- 3 開催種目
国体正式競技37競技を実施（昨年度より）。第38回大会から第40回大会までは、東日本大震災対応の大会として、東北ブロック予選となる33競技を実施。
- 4 参加者 約5,603名（本県：971名）
- 5 本県成績
 - (1) 総合優勝 1競技（昨年5競技） ○陸上競技
 - (2) 種別優勝 10競技（昨年12競技）

○水泳・水球	（少年男子）	○空手	（少年女子・形・組手）
○バスケットボール	（成年女子）	○なぎなた	（少年女子・成年女子）
○卓球	（少年男子）		
○馬術	（成年男女・少年）		
○ソフトボール	（少年女子）		
○弓道	（成年男子）		
○ライフル	（成年男子・少年女子2種目）		
○カヌー	（少年男子K2）（少年男子C1）（少年男子K4）		
 - (3) 国体出場権獲得競技 30競技（前年度：32競技）
 - (4) 国体出場監督・選手 318名（前年度：400名）《正式エントリー数》
※公開競技 4競技実施・本年度本県出場なし（前年度：3競技・本県1競技2名出場）
- 6 第70回国民体育大会 「2015紀の国わかやま国体」 について
 - (1) 主会期 9月22日（火）から10月6日（火）まで
総合開会式： 9月26日（土）和歌山市紀三井寺公園陸上競技場
 - (2) 会期前（水泳・セーリング） 9月6日（日）から 9月13日（日）まで
 - (3) 山形県選手団結団式 9月15日（火）14：00～山形テルサ「アプローズ」

信頼される学校教育を推進するために ～教職員の不祥事防止に係る提言～

平成 27 年 8 月 25 日

教職員の不祥事防止に係る有識者会議

■ 教職員の不祥事がなくなる原因

教職員の不祥事防止に係る現場教員会議の意見から

- ①主に個人の性格や考え方の問題ではないか。
- ②多忙やストレスが間接的要因ではないか。
- ③同僚性が希薄になったことで、個人を守れなくなっているのではないか。
- ④管理職の指導や学校全体の取組みが一人一人の心に響いていないのではないか。

■ 教職員の不祥事防止に係る提言（提言からの抜粋）

1 課題解決に向けた3つの視点

(1) 教職員一人一人の心構えについて

- ・判断力が身につくよう、ワークショップ形式を取り入れた教職員研修を実施すること
- ・校長による心に響く指導を行うこと

(2) 同僚性・職場の連帯について

- ・管理職、中堅教職員、若手教職員が互いに語り合い学び合う機会をつくること
- ・教職員を孤立させないように、組織でサポートする校内体制を構築すること

(3) 教職員のストレスについて

- ・アンケートやストレスチェックにより、ストレスの要因を分析し対応すること
- ・部活動の適正な在り方を見直すなど、教職員の多忙化の改善に取り組むこと

2 校長の学校経営マネジメントの在り方

- ・教職員一人一人に、仕事に対する意欲や成就感、やりがいを持たせること
(※エンパワーメントの発想の導入)
- ・職場の同僚性が高まるよう、風通しのよい明るい職場づくりを推進すること

※エンパワーメント：自己効力感を持って他者に働きかけ、自分自身の仕事や生活をよりよいものにしていく概念。
学校においては、教員が日々の学級経営や授業を自らの発想と努力で作上げ、児童生徒・保護者と成果や喜びを共有することで、自分の仕事に対する意欲や成就感が高まるような場面が想定される。

3 教育行政の支援の在り方

- ・教職員研修プログラムを見直すこと（体系の見直し、ワークショップ形式の導入等）
- ・教職員の多忙化を改善すること
(校務支援システム、適正な部活動の在り方検討、専門人材の配置・増員等)
- ・教職員のストレスを管理すること
- ・新しいICT機器等の普及に応じた対策を講じること
(ICT機器活用のルール作り、モラル研修、一人1台PCの整備等)

信頼される学校教育を推進するために
～教職員の不祥事防止に係る提言～

平成27年8月25日

教職員の不祥事防止に係る有識者会議

目 次

◇ はじめに	1
Ⅰ 教職員の不祥事及び防止対策の現状	
1 過去5年間の教職員の懲戒処分（H22～H26）	2
2 県教育委員会の取組み（H22～H26）	3
Ⅱ 教職員の不祥事防止対策の課題	
1 教職員の不祥事防止に係る現場教員会議から出された課題	5
2 有識者会議で出された県教育委員会の取組みの課題	7
Ⅲ 教職員の不祥事防止に係る有識者会議の「提言」	
1 課題解決に向けた3つの視点	
（1）教職員一人一人の心構えについて	8
（2）同僚性・職場の連帯について	10
（3）教職員のストレスについて	12
2 校長の学校経営マネジメントの在り方（学校経営の視点からの整理）	14
3 教育行政の支援の在り方（教育行政が行うべき視点からの整理）	15
◇ まとめにかえて	16
＜資料＞	
1 審議の経過	17
2 交通事故（嚴重注意以上）の分類	18
3 暴走運転の分類	19
4 事案別懲戒処分件数	20
5 教職員の不祥事防止に係る有識者会議設置要綱	21
6 教職員の不祥事防止に係る有識者会議委員名簿	22

◇ はじめに

教職員の重大不祥事が連続発生したことを機に、教職員の不祥事防止に係る有識者会議が設置され、平成27年2月23日に第1回会議を開催して以来、3回にわたって、不祥事について分析を進め、防止のための対策について議論してきた。

教職員の不祥事防止ということについては、教職員の多忙化が進む学校の現状分析など、サービス管理に関する事項にとどまらない視点での検討や、日々の声かけといった日常的に取り組むべき課題から、教職員のライフステージに応じた研修などの中期的・長期的に取り組むべき課題まで、多面的な取り組みが必要である。

今回は、「なぜ不祥事がなくなるのか」というテーマを協議の出発点として、現場教職員の意見を十分に参考にしながら、3つの柱（①一人一人の心構え、②同僚性・職場の連帯、③教職員のストレス）について分析して、対策を検討し、提言をまとめた。加えて2つの支援（①校長の学校経営マネジメント、②教育行政の支援）の在り方という視点からも言及している。

教職員の不祥事防止対策については、県教育委員会が行うべき取り組み、市町村教育委員会が行うべき取り組み、各学校において行うべき取り組みがあるが、信頼される学校づくりを推進するために、本県教育に携わる全ての者が、主体的に、当事者意識を持って取り組むことを期待するものである。

折しも新しい学習指導要領では、道徳が教科として扱われることが決まっている。児童生徒と共によりよい生き方を追求し、児童生徒の道徳性を育てるべき教員の道徳観・倫理観がこれまで以上に問われることは言うまでもない。

本県の教育関係者が、総力をあげて教職員の不祥事防止に取り組み、この提言が、信頼される学校教育の推進に寄与することを願っている。

教職員の不祥事防止に係る有識者会議
座長 高倉 新喜

I 教職員の不祥事及び防止対策の現状

1 過去5年間の教職員の懲戒処分（H22～H26）

	交通事故・違反				体罰・暴言・ 不適切な行為	わいせつ行為	事務の不正等	教育活動中 の事故※	その他	合計	
	飲酒運転	暴走運転	死亡事故	人身加害 事故						除く 体罰等	含む 体罰等
H22年度	1	13		6			1	2	1	24	24
H23年度	1	9		2		2				14	14
H24年度	1	9		3		1	1	1	3	19	19
H25年度		8	1	3	14		2			14	28
H26年度	1	5	1	6	2	1			1	15	17
合計	4	44	2	20	16	4	4	3	5	86	102

※生徒の飲酒、転落事故等

懲戒処分の件数は、平成25年度に体罰や暴言等に関する一斉調査を実施したことにより増加したが、体罰等を除くと減少傾向にある。しかし、ここ2年間では、飲酒運転や死亡事故、ひき逃げ、わいせつ行為や公金等の着服等の重大な事故が発生している。特に平成26年12月に高校教諭が男性を約1.5km引きずり死亡させた上、そのまま走り去ったひき逃げ事案は、人間として非難されるべきものである。

上記表を全体的に分析すると、まず、最も多いのは暴走運転（時速30km以上のスピード違反）である。次に多いのが人身加害事故で、この2つの項目だけで全体の約74%を占めている。この2つは、本人の意識の持ちようでかなりの数を減らすことができるものと考えられる。まさに一人一人の心構えの問題である。体罰については、意識の徹底が図られつつあるが、指導の最中にカッとして行ってしまうというケースがなくなり、アンガーマネジメントの重要性を再確認するべきである。なお、全国的には、体罰とわいせつ行為が増加傾向にあり、本県においても最近発生している注意すべき課題である。ICT機器の普及に対応した新たなモラル研修等を実施していく必要性も高まっている。

問題視されるのは、飲酒運転、わいせつ行為など、原則、懲戒免職となる重大不祥事が、毎年のように発生していることである。このような事故が発生す

る度に、県教育委員会は、さまざまな方策を講じてきたが、なぜ重大不祥事が連続してしまうのか、更に分析した上で対策を講じる必要がある。

2 県教育委員会の取組み（H22～H26）

県教育委員会では教職員の不祥事防止に向け、教職員の採用にあっても人物を重視し、その後の研修においても服務に関する講義や演習を大切にしてきた。

また、綱紀肅正に関する定期的な注意喚起を行ったり、各学校における取組みを支援する諸施策も講じてきた。教職員の不祥事が発生した時には、緊急の校長会等を開催するなど、指導の徹底に努めてきた。以下、その事例である。

（1）教員の採用

- ①第1次選考試験で全受験者に対し集団討議を実施
- ②第2次選考試験で個人面接、模擬授業、適性検査を実施

（※面接委員は民間の方にも依頼）

（2）研 修

研 修 名	服務に関わる研修内容
初任者研修	服務に関する講義及び演習
10年経験者研修	服務に関する講義及び演習
新採教頭研修	教育法規、教員倫理、学校危機管理に関する講義及び演習
新採校長研修	職員管理に関する講義及び演習

（3）綱紀肅正に関する定期的な通知（注意喚起）

- ◇ 長期休業前に通知（夏季休業、年末年始休業、学年末学年始休業）

（4）各学校における取組み

- ①校内倫理委員会の設置と定期的な開催
- ②県教育委員会が作成した校内研修資料等の活用
 - ア) 『信頼される学校教育を推進するためにⅡ～管理職・校内倫理委員会担当教諭のための活用資料～』を使った計画的な校内倫理研修会の開催
 - イ) 『信頼される教師・学校をめざすチェックシート』の定期的な活用
 - ウ) 『体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン』を使った計画的な校内研修
- ③各学校の実態に応じた不祥事撲滅宣言
- ④飲酒運転撲滅と、情報漏洩・公金着服防止のためのルールづくりと厳守
- ⑤その他
 - ・各学校で宣誓書に一人一人の教職員が記入し、職員室に貼り出すなど

(5) 事件発生時等、状況に応じた対応（過去5年間）

年度	事 件	通知	臨時 校長会	通知以外の主な対応の内容
22	・飲酒運転 ・事務の不正 ・教育活動中の事故	○ ○ ○		
23	・飲酒運転 ・わいせつ行為2件	○ ○	◎	※緊急教育長メッセージ ・校内研修活用資料『信頼される学校教育を推進するためにⅡ～管理職・校内倫理委員会担当教諭のための活用資料～』 ・実践事例集の発行 ・クリアファイル「師表」の全教職員配布 ・信頼される教師・学校をめざすチェックシートの全教職員配布
24	・死亡交通事故 ・教育活動中の事故 ・飲酒運転 ・酒席不祥事 ・わいせつ行為	○ ○ ○ ○ ○	○ ◇	
25	・体罰 ・公金着服 ・人身加害救護違反	○ ○ ○	◎	・体罰等に係るガイドラインの発行 ※『体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン』 ・体罰、暴言等の懲戒処分基準見直し ・県教育委員会教育委員の学校訪問 ・スポーツ関係団体の合同会議の開催
26	・飲酒運転 ・酒席不祥事 ・公然わいせつ ・死亡ひき逃げ事故	○ ○ ○ ○	◇ ◇ ○ ◎	

※臨時校長会 ◎：全県 ○：該当校種 ◇：地区毎

◇ その他の主な対応内容

- ・飲酒運転の撲滅に向けた行動指針の作成と周知
- ・職場におけるパワハラ・セクハラ防止の指針作成と周知
- ・教育個人情報及び情報公開に係る留意事項の周知

II 教職員の不祥事防止対策の課題

1 教職員の不祥事防止に係る現場教員会議から出された課題

平成27年2月、「なぜ、教職員の不祥事はなくなるのか」をテーマに、校長、中堅教員、若手教員12名で意見交換をし、次の3つの課題に集約された。

- 教職員の中で発生している不祥事は個人の性格や行動、考え方に問題があるのではないかと。ただ、過度の忙しさや（多忙）やストレスにより自分の行動をコントロールできないこともあるので、それが、間接的には不祥事につながっている場合もあるのではないかと。
- 山形県の教員は师表（生き方の模範）になるべき覚悟と努力をしているが、人は皆、弱さや甘えがあり、時には自分を見失うことさえ起きるわけであり、そのような時に支えてくれるのが同僚である。
各学校において、同僚性が希薄であると「個人」を守れなくなっているのではないかと。
- 個人の性格や行動、考え方を変えたり、弱さや甘え、気の緩みに対して意識の改善を図ったりできるのは管理職の指導であり学校全体の「取り組み」である。それらは、一人一人の心に響かず、行動を変えるまでにいたっていないのではないかと。

それぞれの課題に対する意見は次に示すとおりである。

(1) 「主に個人の問題から不祥事が発生するのではないかと」に対する意見

① 個々の性格や行動、考え方に問題がある場合

- ・ 一人一人がしっかりしたモラルと常識を持つことが大切である。
- ・ 不祥事は誰にでも起こりうるという考え方を持った上で、一歩手前の状態の時に、自分の行動を振り返り、戒めることが必要である。
- ・ 交通違反等について、初任者の時は学校でも研修でも何度も言われて常に緊張していたが、だんだん危機感が薄れてきている。
- ・ 「ヒヤリ、ハット」の件数は、かなり多くの教職員が体験していると思うので、そのことを語り合うことにより互いに気をつけるようになる。
- ・ 不祥事や懲戒処分情報が他の校種の事案だと当事者意識が薄くなる。
- ・ 今でも、体罰や暴言が出てしまう教員は、「うまく伝わらないと、手を出してしまう」ということが身についている。

②多忙やストレス等が間接的要因になる場合

- ・社会の中で教員として要求されることが多くなり、ストレスがたまる。
- ・思うように仕事が進まない時に焦りが生まれ、ストレスとなる。
- ・土日でも部活動で疲れがたまり、回復しない。また、過剰な期待が辛い。
- ・学校の教職員は朝早くから夜まで休みなく働くイメージがある。しっかり休憩、休息し、同僚と語り合うゆとりが必要である。
- ・力量不足で研修の必要を感じているが、多忙で研修に参加できない。

(2) 「同僚性の希薄さが個人を守れなくなっているのではないか」に対する意見

- ・複数で指導することが望ましいが、なかなか声をかけられず結局一人で対応するときには体罰が発生する危険性がある。
- ・今はコミュニケーションが不足していると思う。昔は、「電話を早く取る」「来客にはお茶を出す」など先輩教員から一つ一つ教えられた。
- ・中堅教員が若手教員からうるさがられるのではと思い、遠慮して声かけや注意ができないでいることもある。
- ・昔、若手の頃、先輩教員から指導の意味でよく叱られた。今はそれが無い。
- ・叱ることがなくなった。

(3) 「管理職の指導や学校全体の取組みが一人一人の心に響かず、行動を変えるまでに至っていないのではないか」に対する意見

- ・事件が起きると服務に関してどんどん厳しくなっていくので苦しく感じる。事件が起きた後ではなく、事件が起きる前の対策が必要と思う。
- ・指示系統が曖昧だったり、組織の一員としての意識が薄かったり、学校の組織に問題があるのではないかと考えることがある。
- ・学校では、不祥事があるとその時だけ集中的に取り組むが継続しないことが多い。校内倫理委員会が本当に機能しているのか疑問に思う時がある。
- ・職員に対して、同じことを指導すると「またか」という反応を感じる。マンネリにならないようにしなければならないと思う。
- ・主任層から発案された飲酒運転防止対策が徹底されている。トップダウンとは違うボトムアップの効果を実感している。
- ・チェックシートを一斉に実施した後、管理職からの話（指導）があると気持ちを新たにすることができた。

2 有識者会議で出された県教育委員会の取組みの課題

冒頭でも述べたが、平成25年度に体罰や暴言等に関する一斉調査を実施したことにより懲戒処分の件数は増加したが、体罰等を除くとその他の不祥事は減少傾向にある。その意味では、綱紀肅正に関する定期的な注意喚起、各学校における取組みを支援する諸施策、事件発生時の指導の徹底等を繰り返し実施してきたことは一定の効果はあったと評価できる。

しかし、ここ2年間で、飲酒運転や死亡事故、ひき逃げ、わいせつ行為や公金等の着服等の重大な事故が再び発生している。体罰や暴言等の不適切な言動、公金や個人情報の管理等は、学校経営における管理体制の徹底で防止できることもあるが、不祥事の多くは交通違反をはじめ管理下外で発生する個人的なものが多いことも踏まえ、次の点が課題として指摘される。

- 一人一人の教職員が、人間的な弱さや、仕事に関するストレスがあったとしても、教職員としての信用を失うような行為は絶対にしない、同僚にもさせないという心構えを持つような取組みを充実させること。
- 教職員として守るべきルールを徹底すること。学校組織は、職階上、管理職である校長・教頭以外は教諭等が横一線に並んでいるため、指示系統が曖昧になりやすいという特性を踏まえた上で、ルールを徹底する必要がある。
- パソコンやスマートフォンなどのICT機器の使用に関して、ルール作りや、教職員としてのモラル研修等、新しい情報機器の普及に応じた対策を講じること。
- どのような優秀な教職員でも、環境や条件が重なれば、事故や違反などの不祥事等を起こす危険性があるということを踏まえて対策を講じること。

これらの課題を考慮した上で、教職員一人一人が、どのような状況下においても冷静に正しく行動できる判断力を高めていくこと、自分を取り巻く状況をよりよいものにしていく生き方を身につけていくことが、特に重要な課題として考えられる。

このような教職員の生き方に関わる取組みは、不祥事を防止するだけでなく、教職員の資質能力向上に寄与することも期待されるので、児童生徒や保護者との対応を含め、全ての教育活動において有益となるものであり、教育行政及び学校経営における教職員育成の中核として取り組んでいくことが大切である。

Ⅲ 教職員の不祥事防止に係る有識者の提言

1 課題解決に向けた3つの視点

(1) 教職員一人一人の心構えについて

課題1：一人一人がしっかりした心構えを持つにはどうすればいいか

■提言

- ① 生きて働く判断力が身につくよう、ワークショップ形式を取り入れた教職員研修を実施すること
 - ・法定研修等において
初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修におけるサービスプログラムを改善するとともに、それ以降も定期的な研修を継続すること
 - ・校内研修において
ロールプレイングやケーススタディ、アンガーマネジメント等による想像力や判断力を高める研修を実施すること
- ② 校長による心に響く指導を行うこと
 - ・校長は各学校の実態に応じ、指導内容を一人一人の教職員の問題意識や目標と関連づけながら話すことで、心に響く指導を行うこと
 - ・校長は教職員理解に努め、面談等の機会を捉えて適切な指導を行うこと

本県の大多数の教職員が、教育愛に溢れ、使命感と倫理意識を持って、日々子どもたちのために努力していることに疑いはない。しかし、だからこそ、一部の教職員が起こした不祥事を自分の問題として捉えにくい、つまり当事者意識を持つことが難しい側面もある。一人一人が心構えをしっかり持つとは、むしろ、「自分にも起こりうる」という認識を持つところから始まる。「自分にも起こりうる」という認識とは、不祥事を起こした教職員の置かれた状況や意識の中に自分の置かれた状況や意識との類似性がないかを常に確認する意識のことである。例えば、不祥事を起こした教職員が子どもたちの模範であることを忘れていたと考えるならば、自分は子どもたちの模範として「道徳」を教える重みを自覚しているか、教育の仕事に携わることの「畏れ」を抱いているか等の自己認識について常に初心にかえて再確認しようとする意識のことである。

- ① このような認識を再確認する場として、教職員研修は重要な機会である。サービスに係る悉皆の研修は、現行では、新規採用時の「初任者研修」、教員としての勤務経験10年後の「10年経験者研修」がある。しかし、この後は、

新規採用教頭、校長の研修まで特に実施されておらず、教職員経験10年以上の中堅、ベテラン教職員の服務研修は、それぞれの職場でのOJTなどに負うところが大きい。40代、50代の懲戒処分件数が20代、30代よりも多いことを考えたとき、本県教職員のライフステージに応じた服務研修体系の見直しを、まず提言したい。研修の際は、多様な事例についての情報を持っている警察との連携や民間人講師の活用、ロールプレイングやケーススタディなど研修形態にも留意することで受講生の当事者意識を高め、判断力が身につくよう、ワークショップ形式を取り入れることが考えられる。

- ② 教職員の不祥事が起きた際、各学校の管理職は、教職員に事故の概要を伝えながら指導しているが、報道される情報の伝達だけでは再発防止の効果は薄い。管理職が、不祥事の背景となる状況等の詳細な情報を伝え、なぜ不祥事が起きたか、どうすれば不祥事を防ぐことができたか等の検討につながる具体的な話をしていくことで、一人一人がしっかりした心構えを持つことにつながり、再発防止に有効となる。また、不祥事を起こすと家族や関係者にどのような影響を及ぼすことになるのか等事例を示すことが、教職員が危機感と緊張感を持つことにつながる。そのために県教育委員会からの適切な情報提供も重要である。

◇教職員の不祥事防止に係る現場教員会議から出された意見（若手教員）

- ① 教師は高い倫理感を持つべきであるし、継続的な実効ある研修が必要である。
- ・初任者の時は比較的ゆとりがあり丁寧な研修や指導を受けている。しかし、2年目に入ると急に一人前に扱われ戸惑いを感じる。
 - ・話を聞くだけでなく、ヒヤリ、ハットやグレーゾーンの事例についての体験談や話し合い、時にはロールプレイでの研修も効果的である。
 - ・専門研修、ストレスマネジメント研修、社会性を育成する研修等様々な研修があるといい。
- ② 一人一人の振り返りの場面の設定が必要である。
- ・チェックシートの活用方法を工夫する必要がある。
 - ・チェックシートは回収や集約よりもセルフチェックの方策として活用すべきである。
- ③ 管理職の話し方、伝え方によって、効果は変わってくる。
- ・マニュアル的な話し方ではなく、エピソードなども交えた話が心に残っている。
 - ・校長が全員に向かって話すときよりも、1対1や数人に対して話すとき心に響く。
 - ・校長の声がけはありがたい。煙たいとは思わない。「ご苦労様」と言われると信頼感が生まれ、やる気が出る。

(2) 同僚性・職場の連帯について

課題2：どうすれば同僚性のある職場になるのか

■提言

- ① 校内外の研修等において、管理職・中堅教職員・若手教職員が互いに語り合い、学び合う機会をつくること
- ② 組織でサポートする校内体制を構築すること
 - ・教職員が孤立せず、互いに支え合うことのできる関係づくり
- ③ 教職員の相談体制を充実させること
 - ・管理職面談を通じた対応、相談体制のシステム化

近年起こっている不祥事案の中には、後に振り返って、周囲の教職員が不祥事を起こした教職員の言動について、違和感を覚えながらも、注意する、管理職に報告するなどの行動が十分に取られていなかったということがある。学校の組織として、教職員の不適切な言動に速やかに対応できる体制が十分に整っていないという課題が指摘できる。

- ① これらの問題に対応するために、管理職、ベテラン、中堅、若手などの各年代の教職員が互いに語り合う場を設定することを提言したい。それぞれの世代や立場の考え方を本音で語り合い、周囲の教職員に働きかけて互いの成長に向けて支え合う力を高めていくことを期待する。また、先輩から後輩へノウハウを伝授するなどの従来の方法も、各種研修に取り入れるなどしながら活用するべきである。
- ② 学校においては、これまでも不祥事の未然防止として、また学校の教育機能を最大限発揮するためにも「同僚性」のある職場をつくる、という共通目標を持って取り組んできた経緯がある。ところが、現場教員会議の中では、「同僚性は薄くなっている」という意見が述べられている。教職員が一人で問題を抱え込み孤立してしまうことを未然に防ぐために、職場の連帯を強め、互いに支え合える職場にしていくことが重要である。
また、校内倫理委員会の有効な活用等、校内組織を活性化させる他、多様で柔軟な視点を取り入れるために学校外の研究会へ参加する等、教職員の自主的活動を促進することも大切である。

- ③ 教職員が、職務上・生活上の困難性を感じたときに、相談できる体制づくりも重要な要素である。具体的には、管理職面談の活用など、相談体制をシステム化することが望ましい。各学校の実情に応じて、管理職が、プライバシーに配慮しながら、教職員の家庭状況や経済状況についても面談を通して把握し、サポートやアドバイスを行っていくことも有効である。さらに、自立とは他者に頼らないことではなく、互いに支え合うことのできる関係を複数持つことであるというように自立に対する考え方を必要にも留意したい。不祥事等に関する擬似的な当事者研究（※注）を通して互いに自らの問題についても語り合い、支え合いながら問題と向き合っていく中で絆を強めていくことで普段から相談しやすい関係を作っていくことが重要である。

◇教職員の不祥事防止に係る現場教員会議から出された意見（中堅教員）

① 同僚性はなくなったのか

- ・同僚性はなくなったとは思わないが、薄くなっていると思う。
- ・5年前ぐらいから（職員室での）井戸端会議がなくなっている。
- ・以前あった「女子会」がなくなっている。みんな忙しくなっている。

②なぜ同僚性は薄くなっているのか

- ・職場の年齢構成がアンバランスになっている。
- ・50代が多く、自分の下に若手は少ない。最近まで職場で一番下の年齢だった。
- ・自分たちは先輩からストレートに指導を受けた。今は若い人が少なく指導や助言したいと思ってもなかなか言えない。
- ・高校や大学への進学に関して、まずは目の前の結果を求められすぎる。

③どんな時に同僚性を感じるか

- ・授業について、ちょっとした時間にさりげなく指導を受けたとき。
- ・授業研究会ではストレートな意見をいただいた。その後の反省会でも授業研究会に関する丁寧な指導を受けた。嫌だと思わなかったし自分の力になっている。
- ・社会人としてのあり方について、職員室でお茶を飲みながら教えてもらった。

④ どうすれば同僚性のある職場をつくれるか

- ・正式な研修会も大事だが、ちょっとした時間の伝え合いや話し合いがよい。
- ・中堅教員は、自分たちが教えてもらったように、もっと若手教員へ教えていかなければならない。

※注 擬似的な当事者研究・・・不祥事等の問題行動がどのようなものか、どのような状況でどのようなプロセスを経て発生したのか、なぜその行動が発生したのか、どうすれば回避できたか、などについて当事者の立場を理解しながら自分の問題として語り合う活動

(3) 教職員のストレスについて

課題3：ストレスをどのようにマネジメントしていくのか

■提言

- ① ストレスを受け止め、ストレスを克服していくために、仕事に対する意欲や成就感、やりがいを持つこと（エンパワーメントの発想の導入）
- ② ストレスの要因を分析し、対応すること
 - ・アンケートやストレスチェックの実施
- ③ 教職員の多忙化の改善に取り組むこと
 - ・校務支援システム、部活動の在り方、などの検討

教職員のストレスと不祥事の因果関係について、直接的に関連があると証明されるものではないが、ストレスに対しての適切な対応は、教職員が全力で教育にあたるための環境づくりに不可欠である。

- ① 現場教員会議の意見からも明らかなように、教職員は、日々、大なり小なりさまざまなストレスを抱えて教育にあたっている。学校においては、教職員が意欲や成就感を持って仕事にあたることができるよう、エンパワーメントの発想を取り入れることが必要である。このことは、ストレスを前向きな力で克服して不祥事を防止するという考え方であるが、不祥事防止だけでなく、児童生徒や保護者との対応を含め、全ての教育活動において有益となるものである。
- ② 現場教員会議の校長部会において、「体罰は生徒指導のストレスから発生することもあり得るのではないか。ストレスを管理することで何%かは減らすことができるのではないか。」という意見が出ている。ストレスの感じ方には個人差もあることから、ストレスの要因探しに追われるのではなく、環境や状況に対して複数の観点から捉えなおすことでストレスを軽減する対処法を身につける必要がある。その際、職場において職員のアンケートを実施することなども考えられる。また、労働安全衛生法が一部改正されて、一定規模の事業所では、ストレスチェックが義務付けられたことから、教職員の福利厚生部署において、ストレスチェックを導入するなど、職員のメンタルヘルスについて適切に管理していくことがこれまで以上に求められる。

- ③ 日々の業務を多忙に感じている教職員が多いことから、教育委員会においては、学校に求める事務書類等をできるだけ精選するとともに、各学校においては、これまでに教職員が作成した文書やデータの共有化を図るなど、校務システムを改善することが望まれる。また、特に中学校、高等学校においては、業務の中で部活動指導の占める割合が非常に大きく、顧問教員の過重な負担となっている状況もある。教職員の多忙化解消、ストレスの軽減のためにも、教員免許状を持つ社会人による非常勤の部活動指導員制度や県内全体での部活動の休日の設定など、適正な部活動のあり方について検討していく必要がある。併せて、部活動のない日は教職員の「ノー残業デー」とすることも提言したい。

◇教職員の不祥事防止に係る現場教員会議から出された意見（校長）

①教職員は、どのようなストレスに直面しているか。

- ・指導の成果が求められることに対するストレスがある。
- ・仕事が一人に集中することによるストレスがある。
- ・管理職に個人的に指導されることや、理解してもらえないというストレスもある。
- ・教職員同士の人間関係がうまくいかないときのストレスがある。
- ・生徒指導に関するストレスがある。その後の保護者対応がストレスになることもある。
- ・教職員それぞれの個人的な（家庭内の問題も含む）多様なストレスもある。
- ・ストレスを感じやすい等の個人的な資質の問題もある。

② ストレスと不祥事の因果関係をどのように考えるか。

- ・ストレスが不祥事に直接結びつくものでなく、積み重なって慢性的になることで、自分でも気づかないうちに何か起こることもあるのではないか。
- ・体罰は生徒指導等のストレスから発生することもあり得るのではないか。ストレスを管理することで何%かは減らすことにつながるのではないか。

③ 校長としてできることは何か。

- ・ストレスマネジメントの研修会の実施、または研修会への派遣。
- ・職員への普段からの言葉がけが大切である。
- ・職員を孤立させないための職場環境の改善。
- ・対処療法でない、一歩先を読む指導が必要である。
- ・職員が一つの方向にまとまることができるもの（学校研究など）があるとよい。
- ・知らないこと、未経験のことをしなければならぬ時にストレスがかかる。

2 校長の学校経営マネジメントの在り方（学校経営の視点からの整理）

■提言

- ① 教職員一人一人に、仕事に対する意欲や成就感、やりがいを持たせること（エンパワーメントの発想の導入）
- ② 教職員として守るべきルールを徹底させること
 - ・学校組織の特性を認識した、日常の取組みの徹底
- ③ 職場の同僚性が高まるよう、風通しのよい明るい職場づくりを推進すること
 - ・校長の声がけ、教職員が相互に声をかけ合う職場風土の醸成
- ④ 教職員のストレスを管理し、教職員の心身の健康に配慮すること
 - ・管理職面談、出退勤時刻表の活用

- ① 校長は、教職員一人一人が、意欲や成就感、やりがいを持って仕事ができるよう、エンパワーメントの発想を学校に取り入れることを提言する。これは、全ての教育活動に有効であり、教職員の資質能力を向上させるものであることから、人材育成の中核として取り組むべきと考える。
- ② 不祥事は基本的なルールを守らないために起こっている。また、学校組織は、職階上、管理職である校長・教頭以外は教諭等が横一線に並んでいるため、指示系統が曖昧になりやすいという特性がある。校長は、これらのことを認識した上で、主任層などのミドルリーダーを中心に、教職員との連携をより強めながら、不祥事の未然防止にあたる必要がある。
- ③ 若手教員部会から、「校長が全員に向かって話すよりも、1対1や数人に対して話すとき心に響く」という意見があるように、校長は、教職員との対話に積極的に臨むべきである。そして教職員の声を傾聴することで、教職員が闊達に意見を言い合える風通しのよい明るい職場づくりに留意すべきである。
- ④ 校長は、教職員の心身の健康状況について可能な限り把握に努め、ストレスを管理すべきである。その際は、管理職面談や出退勤時刻表を活用することが有効であると考えられる。

3 教育行政の支援の在り方（教育行政が行うべき視点からの整理）

■提言

- ① 生きて働く判断力が身につくよう、ワークショップの形式を取り入れた教職員研修を実施すること
 - ・初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修における服務研修プログラムを改善し、それ以降も定期的な研修を継続すること
- ② 教職員の多忙化を改善すること
 - ・適正な部活動の在り方の検討、校務支援システムの検討
 - ・スクールカウンセラーなど専門人材の配置、増員
- ③ 教職員のストレスを管理すること
 - ・ストレスチェックの導入
- ④ ICT機器活用等、新しい機器の普及に応じた対策を講じること
 - ・ICT機器活用のルール作り、モラル研修、一人1台PC導入

- ① 現場教員会議において、研修の充実を訴える声が多いことから、教育委員会がライフステージに応じた服務研修を充実させることが必要である。研修においては、より能動的なワークショップ形式を取り入れ、実際場面での「判断力」が高まる研修を期待したい。
- ② 適正な部活動の在り方の見直しや、校務支援システムの導入など、学校個々では取り組みにくい分野において、市町村教育委員会と県教育委員会が連携し、教育行政がリーダーシップをとって状況を改善していくことが重要である。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び各種支援員など、専門的な人材を配置・増員して学校を多面的に支援する体制を整備していく必要がある。
- ③ 労働安全衛生法が一部改正されて、一定規模以上の事業所では、ストレスチェックが義務付けられたことから、教職員の福利厚生部署において、ストレスチェックの導入を検討することが必要と考えられる。
- ④ スマートフォンやLINE等のSNSが普及することで、教職員と児童生徒との連絡手段などにも変化が起きている。教育委員会は、このような教育環境の現状を把握した上で、新しいルール作りや不祥事防止の対策を講じなければならない。また、学校において私用PCの持ち込み等もある現状から、一人1台PCの整備など、教育環境整備を進めていく必要がある。

◇ まとめにかえて

教育は、教職員と児童生徒及びその保護者や地域との信頼関係の上に成り立っている。その信頼関係は、学校に関わる全ての人々の努力によって支えられ、受け継がれてきている。しかし、教職員の不祥事が起こると、その信頼関係は一瞬にして崩れ去ってしまうものである。何よりも、成長の過程にある児童生徒の心に傷を残してしまうことが悔やまれる。大多数の教職員は、児童生徒のため、日々努力を積み重ねている。自ら学び続ける姿勢を持ちながら懸命に努力し、児童生徒及びその保護者や地域との信頼関係を築いている。それでも教職員の不祥事が相次いでいることを真摯に受け止め、当事者意識を持ちながら、教育の仕事に携わることへの「畏れ」を再確認して教育にあたってほしい。

本有識者会議は、限られた時間の中ではあったが、現場教職員の率直な生の声、貴重な意見を十分に参考にさせていただきながら、教職員の不祥事を未然に防ぐ方策について提言できることを多様な視点から協議してきた。

この提言が、山形県の信頼される学校教育を推進するために、そして未来を担う子どもたちの教育に役立つことを願っている。

審議の経過

平成27年2月10日(火) 13:30~15:30 第1回教職員の不祥事防止に係る現場教員会議

<協議された内容>

- ・部会毎の意見交換「なぜ不祥事はなくなるか」
(若手教員部会4名、中堅教員部会4名、校長部会4名)
- ・全体での意見交換「なぜ不祥事はなくなるか」

平成27年2月23日(月) 15:00~17:00 第1回教職員の不祥事防止に係る有識者会議

<協議された内容>

- ・県教育委員会における懲戒処分の状況等について
- ・第1回現場教員の会議での意見について
- ・教職員の不祥事防止に係る研修体系について
- ・他県教育委員会の不祥事防止対策について
- ・意見交換「なぜ不祥事はなくなるか」

平成27年3月3日(火) 13:30~15:30 第2回教職員の不祥事防止に係る現場教員会議

<協議された内容>

- ・第1回有識者会議の報告
- ・部会毎の意見交換 若手部会「どうすれば一人一人に心構えを持たせることができるか」
中堅部会「どうすれば同僚性のある職場になるか」
校長部会「教員のストレスをどのようにマネジメントしていくか」
- ・全体の意見交換

平成27年3月23日(月) 15:00~17:00 第2回教職員の不祥事防止に係る有識者会議

<協議された内容>

- ・第2回現場教員の会議での意見について
- ・一人一人の心構えを持たせるにはどうすればよいか
- ・どうすれば同僚性のある職場になるか
- ・ストレスをどのようにマネジメントしていくか
- ・校長のマネジメントの在り方
- ・教育行政の支援の在り方

平成27年7月6日(月) 14:00~16:00 第3回教職員の不祥事防止に係る有識者会議

<協議された内容>

- ・提言内容の審議

交通事故(嚴重注意以上)の分類 (平成24~26年度合計)

1 全体の分類

分類	追突事故	衝突事故	衝突(駐車場)	対自動二輪	対歩行者	対自転車	自損	計
件数	38	13	6	1	3	3	1	65
割合	58.5%	20.0%	9.2%	1.5%	4.6%	4.6%	1.5%	100.0%

2 追突事故の分類

①発生場所

分類	交差点	交差点以外	計
件数	33	5	38
割合	86.8%	13.2%	100.0%

《参考》	追突事故	事故全体
平成19年度	9	17
平成20年度	7	19
平成21年度	7	15
24~26平均	13	22

②交差点事故の原因

分類	前車に気づくのが遅れた	見切り発進	停車後ブレーキ踏みこみの緩み	凍結スリップ	計
件数	18	6	7	2	33
割合	54.5%	18.2%	21.2%	6.1%	100.0%

③交差点以外事故の原因

分類	右折車(停車)に気づくのが遅れた	急停車に気づくのが遅れた	操作の誤り	計
件数	2	2	1	5
割合	40.0%	40.0%	20.0%	100.0%

3 衝突事故の分類

①発生場所

分類	交差点	交差点以外	計
件数	10	3	13
割合	76.9%	23.1%	100.0%

②事故原因

分類	安全確認不十分(含 脇見運転)	信号無視 一時停止無視	スリップ	計
件数	8	4	1	13
割合	61.5%	30.8%	7.7%	100.0%

4 歩行者・自転車に衝突事故の分類

①発生場所

分類	交差点	計
件数	6	6
割合	100.0%	100.0%

②事故原因

右折時確認不足	左折時確認不足	計
2	4	6
33.3%	66.7%	100.0%

5 駐車場以外の全交通事故の発生場所

①発生場所

分類	交差点	交差点以外	計
件数	49	10	59
割合	83.1%	16.9%	100.0%

第2回不祥事防止に係る有識者会議資料

暴走運転の分類(平成24～26年度合計)

1 年齢別の分類

分類	20代	30代	40代	50代	計
件数	3	4	5	9	21
割合	14.3%	19.0%	23.8%	42.9%	100.0%
出現率	0.16%	0.10%	0.06%	0.07%	

※ 出現率 平成26年度の教員数を母数として算出。発生件数を3年で割って算出。

2 私用・公用等の分類

分類	私用	出勤途中		帰宅途中	計
			うち部活動へ向かう等		
件数	11	7	(4)	3	21
割合	52.4%	33.3%	(19.0%)	14.3%	100.0%

発生時間帯に特徴はない。
(朝から夕方まですべての時間帯で発生)

4件とも早朝。部活動の会場到着を急いでいたことが考えられる。

うち2件が21～22時台。深夜、道路の混雑がない状況と思われる。

3 発生道路の状況(制限速度)

分類	40km	50km	60km	80km	計
件数	7	1	12	1	21
割合	33.3%	4.8%	57.1%	4.8%	100.0%

7件中6件が私用中。

12件中8件が出勤途中(部活動へ向かう等を含む)か帰宅途中。

事案別懲戒処分件数(平成22年度から平成26年度合計)

処分者の事案別年代別の数

	～29歳		30～39歳		40～49歳		50歳～		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
飲酒運転			3				1		4	
人身加害事故	2	1	2	1	2	1	3	6	9	9
スピード違反	2	4	6	3	9	4	13	5	25	16
体罰・暴言・不適切な指導			1		1		9		16	
引率中の飲酒・事故			2		2		1	2	5	
飲酒の上の傷害・住居侵入	1				1		1		2	
生徒との性的関係			1		1		1		2	
わいせつ行為・盗撮					1		1		2	
公金等の着服				1	1		1		1	1
窃盗・犯罪収益移転防止法違反				1	1		1		1	1
計(a)	5	5	15	6	21	5	31	11	67	27
構成比	5.3%	5.3%	16.0%	6.4%	22.3%	5.3%	33.0%	11.7%	71.3%	28.7%
(参考)平成26年度の教職員数(b)	271	357	619	716	1335	1605	3016	2503	4804	4776
構成比	2.8%	3.7%	6.5%	7.5%	13.9%	16.8%	31.5%	26.1%	50.1%	49.9%
年間の出現率(a/5/b*100)	0.37%	0.28%	0.48%	0.17%	0.31%	0.06%	0.21%	0.17%	0.28%	0.11%
※平成26年度の教員数を母数として算出								0.14%	0.28%	0.20%

〈資料4〉

教職員の不祥事防止に係る有識者会議設置要綱

山形県教育委員会

(目的)

第1条 教職員による不祥事について、有識者による検証・考察を行うことにより、今後後の不祥事防止に資するため、「教職員の不祥事防止に係る有識者会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、教職員の不祥事がなくならない要因について検証・考察を行い、有効な防止策などについて検討する。

(委員)

第3条 会議は、7名の委員をもって組織する。

2 委員は、有識者及び学校教育に関係する者のうちから、県教育長が委嘱する。

3 委員の任期は平成27年9月30日までとする。

(会議)

第4条 会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数（4名以上）が出席しなければ、開くことはできない。

3 会議に、座長及び副座長を置く。

4 座長は、委員の互選により決定し、副座長は、座長の指名により決定する。

5 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、教育庁総務課及び教職員室において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

教職員の不祥事防止に係る有識者会議委員名簿

(敬称略・順不同)

	所属	職名	氏名
1	山形大学人文学部	教授	高倉 新喜
2	山形大学地域教育文化学部	教授	吉田 誠
3	「おやじ日本」山形 〔元きらやか銀行顧問〕	代表	和田 英光
4	県PTA連合会	会長	新関徳次郎
5	市町村教育委員会協議会教育長会 (山形市教育委員会)	会長 (教育長)	後藤 恒裕
6	山形県立山形西高等学校 (県立学校長代表)	校長	吉田 敏明
7	山形市立第三中学校 (小中学校長代表)	校長	佐藤 真人

議第 1 号

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果につ
いて、別紙のとおり報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1
項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評
価の結果について、報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表するため提案
するものである。

平成 27 年 9 月 10 日提出

山形県教育委員会
教育長 菅 野 滋

(平成27年9月県議会定例会)

平成26年度

「教育に関する事務の管理及び執行状況」
の点検及び評価報告書 (案)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条の規定に基づき議会に提出

山形県教育委員会

目 次

- 1 教育委員会の活動状況..... 1
- 2 教育委員会の事務の点検・評価..... 4

1 教育委員会の活動状況

山形県教育委員会の活動状況

教育委員会は、知事が議会の同意を得て任命した、人格が高潔で教育、学術、文化に関し識見を有する6名の委員で構成される合議制の機関である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定する教育に関する事務に関して、教育委員会会議において審議するとともに、教育現場の実情を把握するため、教育関係者等から幅広く意見を聴く「教育懇談会」、教育施策に関する基本的な方針及び当面の検討課題等について意見交換を行う「教育委員協議会」等の活動を行っている。

1 教育委員会の開催

- (1) 山形県教育委員会会議規則（昭和35年4月教育委員会規則第4号）により、毎月1回定例会を開催することとしているほか、委員長が必要と認めた場合において、臨時会を開催することとしている。
- (2) 教育委員会会議の内容について、県ホームページに会議の概要及び会議資料（秘密会の議決があった議案を除く）を公開し、県民の理解が得られるよう努めた。
なお、平成26年度の開催状況は以下のとおり。

第994回（26.4.24）

○報告

- (1) 平成26年3月高等学校卒業者の就職内定状況について
- (2) 山形県いじめ防止基本方針について
- (3) いじめに関する調査結果について

○議事

- (1) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館に係る指定管理者の募集について
- (2) 平成26年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について
- (3) 山形県社会教育委員の委嘱（任命）について

第995回（26.5.22）

○議事

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
- (2) 山形県社会教育委員の委嘱（任命）に係る臨時専決処理の承認について
- (3) 山形県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について
- (4) 教職員の人事について
- (5) 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を

改正する規則の制定について

第996回（26.6.11）

○議事

- (1) 平成27年度山形県立高等学校の入学者募集について
- (2) 山形県いじめ問題審議会委員の任命について
- (3) 山形県文化財保護審議会委員の任命について
- (4) 山形県スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

第997回（26.6.24）

○議事

- (1) 教職員の人事について

第998回（26.7.10）

○報告

- (1) 平成26年度算数・数学チャレンジinやまがたについて
- (2) 文化審議会答申（史跡名勝天然記念物等の指定等）について
- (3) 児童生徒の体育・スポーツ活動中における事故防止について
- (4) 県立高校の将来の在り方検討委員会の報告書について
- (5) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定について
- (6) 山形県立学校における平成27年度使用教科用図書について

○議事

- (1) 山形県立高等学校における平成26年度使用教科用図書の採択の一部変更について

第999回（26.8.7）

○議事

- (1) 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成27年度使用教科用図書の採択について
- (2) 平成27年度山形県公立学校教職員人事異動方針について
- (3) 教職員の人事について

第1000回（26.9.12）

○報告

- (1) 国民体育大会東北ブロック大会兼第41回東北総合体育大会の結果について
- (2) 平成26年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

- (3) AED設置状況等調査の結果について
- (4) 全国高等学校総合文化祭等の全国大会の主な成績について

○協議

- (1) 公立学校における県民の歌「最上川」の普及について

○議事

- (1) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成27年度使用教科用図書の採択について
- (2) 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 平成27年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針について
- (4) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- (5) 平成26年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
- (6) 地方行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

第1001回 (26. 10. 9)

○報告

- (1) 平成27年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況（9月末現在）
- (2) 平成27年度震災による福島県等からの本県県立高等学校への受検に係る実施要項について

○議事

- (1) 博物館に相当する施設の指定について
- (2) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 平成28年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
- (5) 平成27年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について

第1002回 (26. 11. 28)

○報告

- (1) 平成27年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況（10月末現在）
- (2) 第69回国民体育大会の結果について
- (3) 文化審議会答申（史跡等の指定等）について

○議事

- (1) 県立高校再編整備基本計画の策定について
- (2) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について
- (3) 山形県文化財保護条例第26条第1項の規定による山形県指定無形民俗文化財の指定について

- (4) 山形県文化財保護条例第5条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定の解除について
- (5) 山形県文化財保護審議会臨時委員の任命について
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
- (7) 教職員の人事について

第1003回 (26. 12. 15)

○議事

- (1) 教職員の人事について
- (2) 山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく退職手当の支給制限について

第1004回 (26. 12. 25)

○報告

- (1) 平成27年度県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について
- (2) 平成27年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月末現在）
- (3) 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

○議事

- (1) 教職員の人事について

第1005回 (27. 1. 15)

○報告

- (1) 平成27年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（12月末現在）
- (2) 皇后盃 第33回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会の山形県選手団の成績

○議事

- (1) 教職員の人事に係る臨時専決処理の承認について
- (2) 教職員の人事について

第1006回 (27. 2. 16)

○報告

- (1) 平成27年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（1月末現在）
- (2) 天皇盃 第20回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会の山形県選手団の成績について
- (3) 第70回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会の山形県選手団の成績について
- (4) 救急救命講習会の開催について

○議事

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

第1007回 (27. 3. 16)

○報告

- (1) 平成27年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（2月末現在）
- (2) 平成27年度公立高等学校入学者選抜の実施状況について
- (3) YAMAGATA ドリームキッズ第6期生の決定について
- (4) 第70回国民体育大会冬季大会スキー競技会の山形県選手団の成績について
- (5) 平成26年度全国高等学校総合体育大会（スピードスケート・スキー）の山形県選手団の成績について
- (6) 日本遺産魅力発信推進事業への取組みについて
- (7) 県立図書館のリニューアルについて

○議事

- (1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について
- (2) 山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定名勝の指定の解除について
- (3) 山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について
- (4) 教育委員会職員の人事について
- (5) 教職員の人事について

第1008回 (27. 3. 20)

○議事

- (1) 教職員の人事について
- (2) 山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく退職手当の支給制限について

第1009回 (27. 3. 25)

○議事

- (1) 山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の設定について
- (2) 山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則の設定について
- (3) 山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

- (8) 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について
- (9) 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- (10) 山形県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則の制定について
- (11) 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (12) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (13) 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (14) 教職員の人事について

2 教育懇談会の開催

委員が、教育関係者をはじめとする県民から幅広く意見を聴き、教育現場の実情把握に努め、それらを教育施策に反映させることを目的として開催した。

- (1) 村山地区(27. 2. 16)
 - ① 村山地区各市町教育委員との懇談

3 教育委員協議会の開催

当面する検討課題等について意見交換および現地視察を行った。

- (1) 学校現場視察 (26. 5. 23)
- (2) 学校現場視察 (26. 9. 17)
- (3) オータムレビューについて・学力向上について・体力向上について (26. 10. 24)
- (4) 県議会文教公安常任委員会委員と教育委員会委員との意見交換会 (26. 12. 16)
- (5) 公安委員会委員と教育委員会委員との意見交換会 (27. 2. 17)
- (6) 平成27年度教育委員会事務処理体制の主な改正点（案）について・平成27年度教育委員会（教員）の主な人事異動（案）について (27. 3. 6)

2 教育委員会の事務の点検・評価

(基本方針) I 「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる

(重点施策) 1 家庭・学校・地域が連携して「いのち」をはぐくむ

施策（事業）の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 「いのちの教育」総合推進事業</p> <p>道徳教育及び人権教育のモデル校を指定し、先進的な取組みを県内に普及啓発していく。また、生命の大切さについて学ぶプログラムや山形県道徳読み物資料集を活用し、児童生徒が生命の尊さやつながりを実感できるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いのちの大切さを感じることでできる絵本及び「生き方」につなぐ推薦図書を、県内全ての小・中学校を対象に巡回 ・ 山形県道徳読み物資料集の効果的な活用に向けた研修会を実施 ・ 道徳教育研究指定校における実践を普及啓発 ・ 人権教育研究指定校における実践を普及啓発 	<p>自分には良いところがあると思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)</p> <p>小学校6年生：82% 中学校3年生：75%</p>	<p>○概ね達成</p> <p>小学校6年生：79.2% 中学校3年生：72.2%</p> <p>第5次山形県教育振興計画の「いのちの教育」に係る取組みの中で、児童生徒の自尊感情を育む活動が展開された。</p>	<p>今後も研究指定校を中心とした先進的な取組みの普及啓発とともに、生命の大切さを学ぶプログラムの活用を推進し、幼・小・中・高の生命尊重の内容について系統化した教育活動の充実を図っていく。また、さんさん「いのち」の絵本及び「生き方」につなぐ推薦図書の活用を推進し、児童生徒の生命尊重に対する意識を育てていく。</p>
<p>(2) 家庭教育推進事業</p> <p>家庭の教育力低下に対し、社会全体で支援するため、県と地域（市町村）の役割を明確にし、地域で支え合う家庭教育支援の総合的な仕組みづくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまがた子育て講座を30市町村177カ所で実施（12,311人参加） ・ 企業等での家庭教育出前講座を県内15カ所で実施（776人参加） ・ 「家庭教育支援フォーラム」を県内4地区で実施（308人参加） 	<p>家庭教育講座等を実施している市町村数：35市町村</p>	<p>○概ね達成</p> <p>32市町村</p> <p>保護者に対する家庭教育に関する学習機会の提供や家庭教育支援者の資質向上のための研修会を実施した結果、家庭教育支援体制の充実が図られた。</p>	<p>今後も家庭教育支援の充実を図るため、参加者が主体となり、講座内容や形態等を工夫し、多くの保護者が家庭教育に関する講座に参加する機会を提供していくとともに、公民館を拠点とした地域人材による家庭教育支援モデルを開発していく。</p>

<p>(3) 幼保小連携推進事業</p> <p>幼稚園・保育所等と小学校の連携を強化し、子どもたちにとって円滑な接続を実現することによって、幼児教育のまとめの時期及び小学校の入門期の教育を充実させ、子どもたちの健やかな成長をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、小学校、幼児教育機関等による幼保小連携に関する研修会にアドバイザーを派遣したほか、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭による合同研修会を実施 ・幼保小連絡協議会等による幼保小連携スタートプログラムをもとにした、幼保小連携を普及・推進 ・モデル地区による幼保小連携の実践と成果を普及 	<p>幼保小連絡協議会を開催している小学校の割合： 100%</p>	<p>○概ね達成 97%</p> <p>幼保小の交流や研修会が継続的に実施され、それぞれの教育の特質や幼保小での系統化した学習内容への理解を深めた。</p>	<p>今後も4つの実践地区を中心に研修を実施し、幼保と小学校がお互いの教育の良さを取り入れた教育が行われるよう共通理解を深めていく。また、幼保小合同研修会により実践地区の取組みを県内に普及していく。</p>
<p>(4) 幼児共育推進事業</p> <p>人格形成の基礎を培う上で、きわめて重要な幼児期の子どもたちを、「家庭」「幼稚園・保育所等」「地域」が連携してともに育む幼児共育（ようじともいく）を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児共育ふれあい広場を、27市町村125カ所で実施（7,185人参加） 	<p>幼児共育関連事業への参加者数：7,000人</p>	<p>◎達成 7,185人</p> <p>ふれあい広場を実施する町が2つ増え、幼児共育を実践する活動が広まった。</p>	<p>今後も開発した活動プログラムを活用して、幼児共育を実践する様々な体験活動を県内全域に広めていく。</p>

(重点施策) 2 豊かな心と健やかな体を育てる

施策(事業)の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 読育の充実</p> <p>幼児期からの読み聞かせや、読書の習慣化、学校・家庭・地域等が連携した読書活動を、総合的に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書活動推進協議会を実施 ・ 学校・家庭・地域それぞれの取組みの発信 ・ 交流・普及のための読育フェスティバルを実施 ・ 山形県子ども読書活動推進計画に基づく読み聞かせや読書の習慣化、学校及び地域の図書館の充実 	<p>子ども読書活動推進計画を策定している市町村数： 20市町村</p>	<p>◎達成 23市町村 計画の策定について、先進事例等の情報提供を行ったことで、策定に向けて取り組む市町村は着実に増えている。</p>	<p>今後も市町村に対して読書活動推進計画の策定を支援していく。また、読育フェスティバルを実施するなど、学校・家庭・地域の連携による読育を推進していく。</p>
<p>(2) 生徒指導・相談体制の充実</p> <p>問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のため、いじめ・不登校、暴力行為等に対応するスクールカウンセラーや教育相談員、スクールソーシャルワーカー(子どもふれあいサポーター)等を配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の資質向上のための、いじめ・不登校発生予防研修会を実施 ・ 不登校等の生徒指導に関する調査研究及び効果検証を行うモデル的な取組みを4市町で実施 ・ 各種相談員等の配置 スクールカウンセラー(55校)、エリアカウンセラー(8校)、教育相談員(40校)、スクールソーシャルワーカー(子どもふれあいサポーター)(20校)等 	<p>不登校児童生徒の割合(県独自調査) 小中学校合計：0.88%</p>	<p>○概ね達成 0.97% 教育相談体制の充実とともに、各学校によるきめ細やかな指導を展開している。</p>	<p>今後も教育相談員等を配置していくほか、いじめをはじめとする生徒指導上の問題行動等に対して、外部の専門的な人材の活用や関係機関との連携により、組織的な支援を充実していく。</p>
<p>(3) 次代を担う子どもの元気アップ推進事業</p> <p>次代を担う子どもの体力・運動能力向上を図るため、学校・家庭・地域と連携した取組みを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの体力向上支援委員会を設置 ・ 小・中学校の体育授業及び体育的行事に外部指導者を派遣(74人) ・ 中・高等学校の運動部活動に外部指導者を派遣(77人) ・ 外部指導者研修会を実施(57人参加) ・ ドリームキッズ運動プログラムを収録したDVD(300枚)を作成し全小学校へ配付 	<p>児童生徒の体力・運動能力調査結果における全国平均以上である項目数の割合： 80%台</p>	<p>×未達成 55.9% 特に、50メートル走、ボール投げの項目が低く、ほとんどの学年が全国平均を下回っている。</p>	<p>今後は、作成したDVDに収録された運動方法を用いた授業例等の講習会や総合型地域スポーツクラブとの連携による放課後子ども運動教室及びスポーツイベントなどを実施し、体育授業のさらなる充実や、子どもの運動機会の拡充を図っていく。</p>

<p>(4) いのち輝く食育推進事業</p> <p>学校をあげた計画的な食育や、食育の実践の一層の推進を図るため、「食育推進体制の整備」及び「食育の実践活動の支援」に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者を対象とした学校食育推進会議を実施し、食育の重要性の認識を深め、意見交換を通じて、県の食育施策へ反映 ・ 中学校一校をモデル校とし、栄養教諭を中心に大学等と連携し、食生活調査など科学的なデータに基づいて生徒の食育を実施 ・ モンテディオ山形との共同企画による食育教材を活用した食育プロジェクトを実施 	<p>子どもの朝食欠食率</p> <p>小学校6年生： 4.9% ※ 0.1%</p> <p>中学校3年生： 6.8% ※ 0.2%</p> <p>※は全く朝食を食べていない子どもの朝食欠食率</p>	<p>×未達成</p> <p>小学校6年生： 9.0% ※ 0.3%</p> <p>中学校3年生： 12.5% ※ 0.9%</p> <p>前年度に比べ、小学校6年生は0.2ポイント改善したものの、中学校3年生で全く朝食を食べていない子どもの割合は0.2ポイント増加している。</p>	<p>今後は、中学3年生の朝食欠食率改善に向け、食育推進会議や食育フォーラム等において朝食摂取の働きかけを行うとともに、様々な研修会を通して、栄養指導や運動と結び付けた啓発を行うことにより、改善を図っていく。また、朝食摂取に加え、栄養バランスや生活習慣等にも関連づけた指導を行い、学校・家庭・地域が一体となった食育の推進を図っていく。</p>
--	--	--	--	---

(基本方針) II 「まなび」を通して、自立をめざす

(重点施策) 3 関心と意欲を高め、能力を伸ばす

施策（事業）の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 少人数学級編制等の推進</p> <p>子どもと向き合う教育の充実・強化を図り、コミュニケーションを軸とした教育を展開し、思考力・判断力・表現力に重点をおいた学力の向上と良好な人間関係の構築をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数学級編制を実施（小学校第1学年から中学校第3学年） ・ 小1プロブレム等に対応するための小学校副担任制を実施 ・ 小学校高学年における算数の学力向上のための非常勤講師を配置する重点教科充実制を実施 ・ 不登校等の対策としての別室登校学習支援員を配置 ・ 少人数学級編制の効果検証のための外部評価を実施 ・ 担任力育成プロジェクト等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国学力・学習状況調査における正答率が、全国平均と比較してプラス1ポイント以上：全教科（10科目） 	<p>×未達成</p> <p>計3科目</p> <p>児童生徒の教科に対する興味や関心は概ね安定しているが、主体的に取り組む態度について、今後の一層の向上が望まれる。</p>	<p>今後も少人数学級編制を継続し、外部評価委員会及び再構築会議での分析・評価をもとに、授業改善の取組みにつなげていく。</p>
<p>(2) 確かな学力の育成推進</p> <p>義務教育段階の確かな学力を育成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導主事による重点的・継続的な指導 ・ 思考力を高める本県独自の問題の開発・発信・活用 ・ 算数・数学等のモデル単元開発及びモデル授業の実践発表を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査） 小学校6年生：90% 中学校3年生：77% 	<p>○概ね達成</p> <p>小学校6年生：87.6%</p> <p>中学校3年生：72.9%</p> <p>各学校では少人数学級編制のもと、児童生徒の生き方につながるきめ細かな指導を展開している。</p>	<p>今後も児童生徒の主体的・協動的に学習し、探究する力を育成していくための授業づくりを推進し、研修の充実を図るとともに、県独自の評価調査を試行し、確かな学力を育成する。</p>

<p>(3) 特別支援学級への少人数学級編制の導入</p> <p>障がいの程度等に応じたきめ細やかな教育を充実するため、小・中学校の特別支援学級に少人数学級編制を導入し、必要な教員を配置する。</p>	<p>特別支援学級の学級編制基準の引き下げ（8人→6人）を継続し、必要となる教員数を確保</p>	<p>小・中学校の特別支援学級への少人数学級編制を導入</p>	<p>◎達成</p> <p>全ての特別支援学級において少人数学級編制を導入児童生徒一人ひとりの障がいの程度に応じた支援を行うことができた。</p>	<p>今後も少人数学級編制を継続し、きめ細やかな教育を実施していく。</p>
<p>(4) キャリア教育推進事業</p> <p>望ましい職業観・勤労観を醸成するとともに、主体的に進路を選択する能力を高め、自己実現を図るためのキャリア教育を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校における円滑なインターンシップの実施に向けた地域協議会を実施 ・ インターンシップの受入体制に対する支援を実施（インターンシップ体験生徒数延べ4,065人、関係事業所延べ2,100事業所） ・ 企業等の第一線で活躍している専門家による講演会の実施により、職業観を育成（受講生徒数延べ7,036人、講師数46人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内就職を希望している高校生の県内就職内定率（県調査）：100% ・ 高校生の県内就職率（県内就職内定者数／全就職内定者数）（県調査）：78% 	<p>○概ね達成</p> <p>99.2%</p> <p>中長期のインターンシップや早期内定に向けた研修等、キャリア発達を促す取組みに多くの生徒が参加し、キャリアアップが図られたことや、企業訪問等の就職支援策が積極的に行われた。</p> <p>◎達成</p> <p>78.2%</p> <p>県内企業への関係機関からの働きかけ等により、求人時期が早まったほか、求人数も増えたため、余裕を持った企業とのマッチングを実施できた。</p>	<p>今後も学校と地域及び企業との連携を図り、より効果的な支援となるよう事業を展開していく。</p>

(重点施策) 4 特別な教育的ニーズに応じた「まなび」を支援する

施策(事業)の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 活力あふれる特別支援学校づくりの推進 県立特別支援学校において、学校ごとの裁量予算を活用して、地域の方との交流を通じた地域との絆づくり、動物との触れ合い体験等、各校の創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開することにより、活力あふれる主体的な学校づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校12校において、学校裁量予算を措置 ・ 各校で特色ある教育活動を実施し、各学校の事業実施計画や事業内容、自己評価を県のホームページで公表(基本テーマ:地域との絆づくり) 	各校の取組みについて、学校評議員等の評価を踏まえた校長による学校評価 A・B評価: 70%以上の学校 C評価(概ね満足)以上: 全ての学校	◎達成 A・B評価: 75.0% C評価以上: 100% 地域行事への参加や、地域の方との活動等を通じて、地域とのつながりと特別支援学校への理解が深まった。	今後も地域との絆づくりをテーマに、各校が特色ある教育を展開していく。
<p>(2) 県立高等学校特別支援教育推進事業 学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいや肢体不自由などによる特別な支援を必要とする生徒への学習面や生活面での支援を行うため、県立高校に特別支援教育支援員を配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な支援を必要とする生徒の障がいの状況や、在籍校の支援体制に応じ、県立高校14校に特別支援教育支援員を配置 ・ 発達障がいや肢体不自由等による特別な支援を必要とする生徒への学習面、生活面等の個別的な支援を実施 	県立高等学校(10校)への特別支援教育支援員の配置:100%	◎達成 100% 特別支援教育支援員の配置により、対象生徒の授業の理解が進むとともに、生活支援により見通しを持って行動できるようになったため、落ち着いた学校生活を送ることができている。	今後も特別支援教育支援員の配置等により特別な支援を必要とする生徒への指導充実を図っていく。

<p>(3) 特別支援教育推進事業</p> <p>障がいのある幼児への早期からの相談事業や適正就学支援事業、小・中・高等学校に在籍する児童生徒への指導に関する相談や助言等、市町村や高等学校の体制整備を通して、特別支援教育を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の公開授業研究会等において指導助言を実施 幼児を対象にした地域教育相談窓口等を設置(5カ所) 幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校において巡回相談を実施 特別支援教育コーディネーター養成研修会等において個別の指導計画の必要性と作成方法について研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりに応じた授業を実施していると評価している保護者の割合(保護者アンケート) : 95% 公立幼・小・中・高における「個別の指導計画」の作成率 : 95% 	<p>○概ね達成 92.6%</p> <p>各学校において授業充実が進むとともに、個別の指導計画の必要性の理解が高まった。</p> <p>○概ね達成 94.7%</p> <p>各種研修会で個別の指導計画の必要性と作成について指導を行った結果、作成率の向上が図られた。</p>	<p>今後も指導方法の工夫等について助言を行うとともに、個別の指導計画の作成と活用を推進していく。</p>
<p>(4) 通級指導教室の拡充</p> <p>通常の学級に在籍する学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいの児童生徒が学ぶ場として、通級指導教室を増設する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> LD、ADHDに関する通級指導教室を新たに小学校1校、中学校1校に設置 	<ul style="list-style-type: none"> LD、ADHD通級指導教室の拡充： 小学校1校 中学校1校 	<p>◎達成</p> <p>小学校1校、中学校1校平成27年4月の設置に向け、県内のLD、ADHD通級指導教室の状況を把握し、準備を進めた結果、設置校は小学校15校、中学校2校の計17校となった。</p>	<p>今後も通級による指導を必要とする児童生徒に対応するため、LD・ADHDに関する通級指導教室を拡充していく。</p>
<p>(5) 県立特別支援学校校舎整備等事業</p> <p>知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、校舎の建築を行うとともに、教育を行ううえで必要不可欠な教育施設を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 村山特別支援学校の校舎増築等を実施(校舎・給食施設の建築、グラウンド用地取得等) 楯岡特別支援学校の校舎増築等を実施(体育館・屋内プールの建築等) 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい特別支援学校の校舎等増築(村山、楯岡) : H27.4月使用開始に向け増築工事完了 	<p>○概ね達成</p> <p>H27.8月に使用開始</p> <p>整備校舎等の使用開始については、当初から4カ月ほど遅れたものの、変更後の計画に沿って進めることができた。</p>	<p>今後も児童生徒が安心して教育を受ける環境を整えるため、計画に従って外構等の整備を進めていく。</p>

<p>(6) 県立特別支援学校分校・分教室の整備推進</p> <p>知的障がいのある児童生徒の増加に対応するとともに、遠距離通学の負担を軽減するため、特別支援学校を県内8地域に設置（東南村山、西村山、西置賜地域に分校を整備）する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楯岡特別支援学校大江校の設置に向けた校舎等の改修整備等を実施 ・ 県立こころの医療センター分教室の開設準備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楯岡特別支援学校大江校（中等部・高等部）の設置：H27.4月開校に向けた準備完了 ・ 病弱教育を行う分教室の設置：H27.4月設置に向けた準備完了 	<p>◎達成</p> <p>H27.4月に開校</p> <p>楯岡特別支援学校大江校の設置に向けて、定期的な開校準備委員会等の実施や関係各所へのリーフレットの配布等により関係機関が連携し、円滑に開校準備を進めることができた。また、各地域に特別支援学校を整備することにより、遠距離通学の負担軽減が図られた。</p> <p>◎達成</p> <p>H27.4月に設置</p> <p>県立こころの医療センター分教室の設置に向けて、定期的な開設準備委員会等を実施するなど、関係機関と連携しながら、円滑に開設準備を進めることができた。また、病院内に分教室を開設することにより、児童生徒の入院期間中の学習空白解消が図られている。</p>	<p>今後は、児童生徒の前籍校との連携を図りながら、個に応じた対応を進めていく。</p>
---	---	--	---	--

(重点施策) 5 時代の進展に対応した学校づくりを進める

施策(事業)の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 活力あふれる高校づくりの推進 県立高等学校に対して、学校裁量予算を導入し校長のリーダーシップのもとで行われる各校の課題解決に向けた特色ある教育活動を充実させることにより、高等学校の活力あふれる主体的な学校づくりを支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校37校(進学重点9校を除く)に対して、学校裁量予算を措置 各学校で立案した事業を実施し、事業概要を、県のホームページで公表 再生可能エネルギーの研究(8校)、山形をPRするための観光学習や山形をPRする活動(4校)に対して追加で予算を措置 	<p>各校の取組みについて、学校評議員等の評価を踏まえた校長による学校評価 A・B評価： 70%以上の学校 C評価(概ね満足)以上： 全ての学校</p>	<p>○概ね達成 A・B評価： 64.3% C評価以上： 100% 学校や地域の特色を活かした教育活動を充実させたことに対し、学校評議員から高い評価を受けることができた。</p>	<p>今後も各学校の特色ある教育活動を充実させるよう、活力あふれる主体的な学校づくりを推進していく。</p>
<p>(2) 県立高等学校将来構想推進事業 県立高校の再編に向けた取組みやキャンパス制の実施、県立高校再編整備基本計画の策定に向けた検討及び小規模校の魅力向上に向けた検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校の将来の在り方検討委員会の報告書を基に、県立高校再編整備基本計画を策定(H26.11月) 遊佐高校の総合学科への改編に向けた準備を遊佐町と協議を図りながら実施 真室川高校の分校化及びキャンパス制導入に向け、運営準備委員会を実施 県内初となる併設型中高一貫教育校の開校に向けた準備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 遊佐高校の総合学科への改編に向けた準備完了 真室川高校の新庄神室産業高校分校化とキャンパス制導入に向けた準備完了 	<p>◎達成 H27.4月に遊佐高校の総合学科への改編を完了 地元の協力により長期インターンシップを教育課程に盛り込むなど特色ある総合学科に改編できた。 ◎達成 H27.4月に真室川高校の新庄神室産業高校分校化及びキャンパス制の導入を完了 先行事例を参考にしながら導入に向けた準備を円滑に進めることができた。</p>	<p>今後も県立高校再編整備基本計画に沿って、探究科などの新学科の設置について検討するとともに、単位制、総合選択制、昼間定時制など、生徒の多様な学習ニーズや、時代の進展に対応した新しい学校づくりに取り組んでいく。</p>

		<ul style="list-style-type: none">東桜学館中学校・高等学校の開校に向けた準備推進	<p>◎達成 東桜学館中学校・高等学校の校名案を決定(10月)、試行テストを実施(1月)、意向調査を実施(2月)</p> <p>校名案の決定など、開校に向けた準備を円滑に進めることができた。</p>	
--	--	---	---	--

(基本方針) III 広い「かかわり」の中で、社会をつくる

(重点施策) 6 人とのつながりの中で社会力を育成する

施策（事業）の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 地域青少年ボランティア活動推進事業</p> <p>地域青少年ボランティア活動支援センターを設置し、県民に広く情報を提供するとともに、支援体制の整備及び研修・交流の機会を拡充しながら人とのつながりの中で青少年の社会力の向上を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生を対象にYYボランティアセミナーを県内4地区で実施（246人参加） ・ YYボランティアフェスティバル、体験・交流活動等を県内各地で実施（2,421人参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生のうちボランティア活動に参加した生徒の割合：85% ・ YYボランティア関連事業参加者数：2,500人 	<p>○概ね達成 77.8%</p> <p>学校単位でのボランティア活動への参加が増加傾向にあり、ボランティアへの参加意識は高まっている。</p> <p>◎達成 2,752人</p> <p>ボランティア活動への参加が定着してきている。</p>	<p>今後もボランティア体験機会の拡充や学校への出前講座等により、青少年ボランティア活動を推進していく。また、ボランティア活動者の交流や研修機会をさらに充実させ、YYボランティアサークルの活動を周知していくとともに、中学生のボランティアリーダーの育成を図っていく。</p>
<p>(2) 放課後子ども教室推進事業</p> <p>地域社会の中で、放課後や学校外活動における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、地域の教育力の向上を図るため、教育委員会と子育て推進部が連携し、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を連携して実施する総合的な放課後対策事業「放課後子どもプラン」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な放課後子どもプランの推進のための協力体制づくり等を検討する放課後子どもプラン推進委員会を実施（2回） ・ コーディネーターや事業担当者の研修や情報交換等を行うコーディネーター研修会を実施（1回） ・ 放課後子ども教室指導者や放課後児童クラブ指導員の情報交換や実技研修を行う指導者研修会を実施 ・ 市町村事業に対する支援を実施（放課後子ども教室107カ所） 	<p>放課後子ども教室、放課後児童クラブのいずれかが設置されている小学校区の割合：87%</p>	<p>◎達成 89.8%</p> <p>放課後や週末における子どもたちの健やかな居場所をつくる気運の醸成が図られてきている。</p>	<p>今後も放課後子ども教室と放課後児童クラブのより一層の連携を図るとともに、開催日数と活動プログラム等について、市町村に助言していく。また、土曜日の地域における教育体制の整備状況について調査研究を行い、支援施策を検討していく。</p>

<p>(3) 青年交流事業</p> <p>地域をリードする青年の育成に向け、県内青年のネットワーク形成と実践を通じた青年同士の学びの場を創出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全域を対象とした青年交流会を開催 ・ 青年の実践力や社会力の向上を図るための学び合い地域活性化推進プロジェクトを実施（4地区） ・ 各分野・地域の青年リーダーが、県内の青年を結び付ける活動を行う青年会議を実施 ・ 地域を元気にしたいという思いを持つ青年と賛同者が交流を行う山形あつまりEXP O2014を実施（運営193名、来場者952名） 	<p>地域活動に取り組む青年グループ数</p> <p>: 33市町村66グループ</p>	<p>○概ね達成</p> <p>32市町村67グループ</p> <p>グループ数が増えているとともに、交流の内容も向上している。</p>	<p>今後も学び合い地域活性化推進プロジェクトによる実践活動を通して、地域活動に対する青年の関心・意欲を高めながら、青年ネットワークの拡充と、青年リーダーの育成の強化を図っていく。</p>
---	---	--	--	--

(重点施策) 7 地域文化が生きる人間性豊かな社会をつくる

施策(事業)の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 「未来に伝える山形の宝」登録制度推進事業</p> <p>重点テーマを「最上川の文化遺産」とし、最上川の文化的景観、自然的特性、歴史的・文化的特性を活かした取組みを登録することにより、最上川流域の文化的景観の保護の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「未来に伝える山形の宝」登録制度を周知するために、「未来に伝える山形の宝」ポータルサイトを開設 ・「未来に伝える山形の宝」登録審査会を開催し、登録を審査 ・登録した取組みを紹介するリーフレットを発行し、道の駅、高速道路のサービスエリア、市町村の観光案内所等に配布 ・大型紹介パネルを作成し、市町村等において巡回パネル展を実施 	<p>「未来に伝える山形の宝」 新規登録件数：5件</p>	<p>◎達成 6件</p> <p>「未来に伝える山形の宝」に新たに6件が登録され、合計登録数は16件となった。最上川流域の文化遺産や地域の歴史文化資産について、地域住民の保存・活用に向けた意識が高まってきている。</p>	<p>今後も登録制度の内容を周知し、登録件数を増やすとともに、取組みを紹介するポータルサイトを充実するなど、県内外への情報発信の充実を図り、また、登録された取組みについては、補助制度により、重点的に支援していく。</p>
<p>(2) 伝統芸能育成事業</p> <p>ふるさと山形のよき生活文化、知恵、伝統芸能等を親から子、子から孫の代へ伝えるため、地域文化等の伝承活動を通じて子どもたちの郷土愛を育んでいく活動を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化伝承のためのふるさと塾活動の記録保存及びインターネット上で情報を発信 ・地域文化の伝承に携わっている方々を対象に研修会及び出前講座を実施 ・民俗芸能団体間の情報交換やネットワークを進めるための民俗芸能懇話会を実施 ・団体の公演機会を増やしていくため、日本一さくらんぼ祭り 民俗芸能のつどいを実施 (参加：大人5団体、子ども8団体) 	<p>ふるさと塾活動賛同団体： 285団体</p>	<p>○概ね達成 284団体</p> <p>団体に対する公演機会の提供や、インターネットを利用した映像記録の保存を通してきた。</p>	<p>今後もふるさと塾の趣旨の周知を図り活動への賛同団体登録数を増やしていくことで、郷土を大切にしていく気運を醸成していく。また、民俗芸能の後継者確保等の課題解決に向け、民俗芸能団体の取組みを支援していく。</p>

(重点施策) 8 活力ある健全な社会づくりに貢献するスポーツを振興する

施策(事業)の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 広域スポーツセンター運営事業</p> <p>地域住民が、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、県内全市町村への総合型地域スポーツクラブの運営を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内5カ所の広域スポーツセンターによる総合型地域スポーツクラブの設立に向けた助言 ・ 総合型地域スポーツクラブの運営や活動に対する支援と県民に対する周知を実施 	<p>総合型地域スポーツクラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置市町村数：35市町村 ・ 会員数：23,200人 	<p>○概ね達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 33市町村 ・ 22,415人 <p>広域スポーツセンターにクラブアドバイザーを配置し、住民説明会やクラブへの指導・助言等を実施した結果、総合型地域スポーツクラブ設置市町村数、クラブ会員数ともに増加した。</p>	<p>今後も継続してクラブ設立の意義や効果を市町村に説明していく。また、会員確保に向け、プログラムの開発と県民への周知を図っていくとともに、既設クラブへの安定経営に向けた支援を行っていく。</p>
<p>(2) スポーツ競技力向上対策事業</p> <p>ジュニア期からトップレベルに至るまで競技力向上に向けた強化事業を実施し、各種全国大会で活躍できる選手を育成するとともに、国民体育大会において全国20位台の成績を確保するため、各競技団体等への支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県の競技力向上にかかわる強化方針等を検討する競技スポーツ強化戦略会議及びコーチングスタッフ会議を実施 ・ 競技スポーツ強化事業(トップアスリート強化事業7事業、指導者レベルアップ事業、スポーツ医・科学支援事業)を実施 ・ ジュニア選手の強化及び全国中学校大会の開催に向けた強化及び準備事業を実施 	<p>国民体育大会天皇杯順位 20位台</p>	<p>○概ね達成 30位</p> <p>ジュニア選手強化事業、スポーツ医・科学支援事業、オリンピック特別活動支援事業、及びオリンピックチャレンジ事業の4つの新規事業を実施したことにより、選手に対する支援体制が充実され、より高いレベルを目指そうとする意識が高まっている。</p>	<p>今後も競技団体と連携し、国体や全国大会において、トップレベルで活躍する選手を多く輩出していく。</p>

(基本方針)Ⅳ 学校と地域を元気にする

(重点施策)9 信頼され尊敬される教員を育てる

施策（事業）の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 研修研究事業</p> <p>県教育センター等における教職員の研修</p> <p>①教育センター研修 指定研修、専門研修、長期研修、訪問研修（カリキュラムサポートプラザ）</p> <p>②教育事務所研修</p> <p>③職域別研修（校長会、教頭会等）</p> <p>④教科・科目別研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県教育センターにカリキュラムサポートプラザを設置し、出前サポート、来所サポート、資料提供サポートなど、学校支援機能を揃え、学校や教職員の研修ニーズにきめ細かな対応を実施 教師が子どもと向き合う時間と研修との両立を図るため、教員が研修に参加しやすい時間帯（15時～17時）に「イブニング講座」を実施（教科・領域等15講座、教育課題等4講座） 	<p>授業研究や学習指導を支援するカリキュラムサポートプラザの利用数： 200件</p>	<p>◎達成 300件 きめ細かな研修の展開により、研修の意欲の向上が見られた。</p>	<p>カリキュラムサポートプラザの利用件数が増加しているため、出前サポートの実施回数や内容をさらに充実させていく。また、最上、置賜、庄内地域において、サテライト講座を実施し、県教育センターから遠距離となる教員も研修を受講しやすいように環境を作っていく。</p>
<p>(2) 教職員健康管理事業</p> <p>教育を担う教職員の心と体の健康増進のため、生活習慣病予防対策及びメンタルヘルス対策を重点に、教職員の健康管理を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督者のメンタルヘルス対応能力の向上を図るため、メンタルヘルスセミナーを実施 定期健康診断等各種健康診断の実施及び精密検査の受診勧奨を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督者向けメンタルヘルスセミナーの受講済率： 100% 健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率：87.6% 	<p>◎達成 100% 管理監督者向けメンタルヘルスセミナー未受講者を対象とした個別研修を新たに実施したことにより、セミナー受講済率が向上した。</p> <p>○概ね達成 86.8% 精密検査受診率が低かった学校への訪問や各種会議における受診勧奨依頼等を行った結果、精密検査受診率が向上した。</p>	<p>今後も関係機関と連携し、新任の管理監督者対象の研修にメンタルヘルスセミナーを組み入れてもらうなどして、全員受講に向けた取組みを推進していくとともに、メンタルヘルスアドバイザーを派遣するなど相談体制の充実を図っていく。</p> <p>今後も精密検査の重要性や受診率が低い実態の周知、学校訪問や各種会議を通じた働きかけなど精密検査受診に向けた意識を高めていく。</p>

<p>(3) 体罰根絶運動の推進</p> <p>体罰実態調査結果を公表するとともに、体罰根絶に向けた取組みを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の公表、全県校長会の開催、教育委員による学校訪問、保護者へのリーフレット配布等により体罰の根絶を啓発 ・ 各校で体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドラインによる指導の実践、研修の開催、一校一改善等の取組みを推進 ・ 中高運動部活動顧問対象の体罰等根絶に向けた運動部活動顧問研修会を実施（145名） ・ スポーツ指導者対象の指導者講習会を実施（285名） 	<p>体罰のない学校の割合 （公立小・中・高・特支合計）：100%</p>	<p>○概ね達成 98.1%</p> <p>全校をあげて体罰根絶運動に取り組んでおり、教職員の体罰禁止の意識は高まっている。</p>	<p>今後も各学校におけるガイドラインに基づく指導や、スポーツ指導者への研修を実施していくほか、各団体等の組織内で確実に伝達するための講習会を実施し、体罰禁止の意識をさらに高めていく。</p>
---	--	---	--	--

(重点施策) 10 安全・安心な教育環境を整備する

施策(事業)の概要	事業実施状況	目標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) いじめのない学校づくり支援事業 「いじめ・非行をなくそうやまがた県民運動」と連携した取組みを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小中学校において、地区自治会や民生児童委員会などの既存の地域組織を活用したいじめのない学校づくり運動を展開 4市町を推進地区に指定し、他校の参考となる取組みを進め、内容について情報を発信 いじめ問題に対する効果的な対応等について専門的見地から支援等を行ういじめ解決支援チームを4教育事務所に設置(青少年指導担当、エリアスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家等) いじめ問題に対応する学校組織体制について指導助言を行うスーパーバイザーを全市町村の小・中学校70校に派遣(大学教授、臨床心理士等) 	<p>いじめの解消率(県独自調査による、公立小・中・高・特支合計): 90%以上</p>	<p>◎達成 92.7% 学校・家庭・地域それぞれの立場からの情報交換、小中学校への支援チームやスーパーバイザーの派遣による指導助言を行ったことにより、いじめ問題への組織的な対応への理解が深まり、早期発見と丁寧な対応ができた。また、推進地区での未然防止・早期発見のための取組みが充実し、取組みの内容・方法等の情報発信により、他地区への普及啓発を行うことができた。</p>	<p>今後もいじめの未然防止・早期発見に向け、いじめのない学校づくりを推進していくとともに、各学校における組織体制を充実強化していく。</p>
<p>(2) 市町村立学校施設の耐震化の推進 児童生徒の安全確保及び災害時の避難所としての役割などの観点から、早期耐震化完了に向け市町村立学校施設の耐震化を計画的に推進する。</p>	<p>市町村職員に対する研修会や普及啓発とともに耐震化率の低い市町村への個別訪問による要請を実施</p>	<p>公立小・中学校の耐震化率: 96%程度(H27.4.1)</p>	<p>◎達成 96.0%(H27.4.1) 市町村に対する研修会や普及啓発等の実施により、耐震化率は着実に向上している。</p>	<p>今後も早期の耐震化完了を目指し、研修会等による情報提供や助言を行うとともに、政府の財政支援充実に向けた働きかけ等を行っていく。</p>
<p>(3) 学校施設の防災対策の推進 県立学校における屋内体育館等の吊り天井落下防止対策を実施する。</p>	<p>平成27年度まで計画的に屋内運動場他53施設の天井落下防止対策を実施</p>	<p>県立学校施設屋内運動場等の天井落下防止対策の実施: 55施設</p>	<p>○概ね達成 対策が必要な53施設中 完了: 41施設 H27実施: 12施設 (実施設計まで終了) 対象外: 2施設 計画に沿って対策を進めることができている。</p>	<p>残りの12施設については、平成27年度中の対策完了に向け、計画的に実施していく。</p>

<p>(4) 県立学校への太陽光発電設備の設置 県立高校及び県立特別支援学校へ太陽光発電設備を設置する。</p>	<p>教育施設への再生可能エネルギー導入推進のため、県立高等学校 5 校、県立特別支援学校 1 校に太陽光発電設備を設置</p>	<p>再生可能エネルギー等導入促進事業等基金を活用した太陽光発電設備の設置 : 6 校</p>	<p>◎達成 6 校 導入により電力使用料が削減された。また、蓄電設備も合わせて導入したことにより、防災拠点としての機能強化が図られた。</p>	<p>今後も県立学校において新築、改築を行う際に、再生可能エネルギー設備の導入を積極的に検討していく。</p>
---	--	--	--	---

(重点施策) 11 本県教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進

施策（事業）の概要	事業実施状況	目 標	達成状況と評価	今後の対応・改善点等
<p>(1) 第6次山形県教育振興計画策定事業 第5次山形県教育振興計画（以下「5教振」）に基づくこれまでの取組み、成果と課題の検証を行うとともに、第6次山形県教育振興計画（以下「6教振」）の策定に向けた検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6教振の策定に向けて、県教育振興計画検討委員会を実施し、意見を聴取 	<p>6教振の策定</p>	<p>○概ね達成 検討委員会において、基本目標、テーマ、目指す人間像など全体の方向性とともに、主な取組みについて検討を行ってきたが、教育等の振興に関する大綱との整合性を図るため、平成27年度に策定することとなった。</p>	<p>平成27年度中に県民からのパブリックコメントを実施し、6教振を策定するとともに、6教振に沿って教育施策の総合的な推進を図っていく。</p>

平成26年度教育委員会活動の自己点検・評価 達成状況一覧（平成27年3月末現在）

【達成状況】 設定目標 42項目のうち ◎：達成20、○：概ね達成（8割以上）19、×：未達成3

No.	項目名	達成水準（目標）	達成状況	実績等
I 「いのち」を大切に、豊かな心と健やかな体を育てる				
1	家庭・学校・地域が連携して「いのち」をはぐくむ	(1) 自分には良いところがあると思う児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査） 小学校6年生：82%、中学校3年生：75%	○	小6：79.2% 中3：72.2%
		(2) 家庭教育講座等を実施している市町村数：35市町村	○	32市町村
		(3) 幼保小連絡協議会を開催している小学校の割合：100%	○	97%
		(4) 幼児共育関連事業への参加者数：7,000人	◎	7,185人
2	豊かな心と健やかな体を育てる	(1) 子ども読書活動推進計画を策定している市町村数：20市町村	◎	23市町村
		(2) 不登校児童生徒の割合（県独自調査） 小中学校合計：0.88%	○	0.97%
		(3) 児童生徒の体力・運動能力調査結果における全国平均以上である項目数の割合：80%台	×	55.9%
		(4) 児童生徒の朝食欠食率 （全国学力・学習状況調査） 小学校6年生：4.9%（※0.1%） 中学校3年生：6.8%（※0.2%） ※は、全く朝食を食べていない児童生徒の朝食欠食率	×	小6：9.0% （※0.3%） 中3：12.5% （※0.9%）
II 「まなび」を通して、自立をめざす				
3	関心と意欲を高め、能力を伸ばす	(1) 全国学力・学習状況調査における正答率が全国平均と比較してプラス1ポイント以上（全国学力・学習状況調査）： 全教科（10科目）	×	3科目
		(2) 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査） 小学校6年生：90%、中学校3年生：77%	○	小6：87.6% 中3：72.9%
		(3) 小中学校の特別支援学級への少人数学級編制（8人→6人）の導入：100%	◎	100%
		(4) 県内就職を希望している高校生の県内就職内定率：100%	○	99.2%
4	特別な教育的ニーズに応じた「まなび」を支援する	(1) 「活力あふれる特別支援学校づくりの推進」で実施する各校の取組みが、学校評議員等の評価を踏まえた校長による学校評価において、70%以上の学校でA・B評価、全ての学校でC評価（概ね満足）以上を得る。	◎	A・B評価：75.0% C評価以上：100%

No.	項目名	達成水準（目標）	達成状況	実績等
		(2) 県立高等学校（10校）への特別支援教育支援員の配置：100%	◎	100%
		(3) 「一人ひとりに応じた授業を実施している」と評価している保護者の割合（保護者アンケート）：95%	○	92.6%
		公立幼・小・中・高における「個別の指導計画」の作成率：95%	○	94.7%
		(4) LD、ADHD通級指導教室の拡充：小学校1校、中学校1校	◎	小学校1校、中学校1校
		(5) 知的障がい特別支援学校の校舎等増築（村山、楯岡）：H27.4月校舎使用開始に向けた増築工事完了	○	H27.8月使用開始
		楯岡特別支援学校大江校（中等部・高等部）の設置：H27.4月開校に向けた準備完了	◎	H27.4月開校
		(6) 病弱教育を行う分教室の設置：H27.4月設置に向けた準備完了	◎	H27.4月設置
	5 時代の進展に対応した学校づくりを進める	(1) 「活力あふれる県立学校づくりの推進」で実施する各校の取組みが、学校評議員等の評価を踏まえた校長による学校評価において、70%以上の学校でA・B評価、全ての学校でC評価（概ね満足）以上を得る。	○	A・B評価：64.3% C評価以上：100%
		遊佐高校の総合学科への改編に向けた準備完了	◎	H27.4月に総合学科への改編を完了
		(2) 真室川高校の新庄神室産業高校分校化とキャンパス制導入に向けた準備完了	◎	H27.4月に分校化及びキャンパス制の導入を完了
		東桜学館中学校・高等学校の開校に向けた準備推進	◎	校名案を決定、試行テスト・意向調査を実施
Ⅲ 広い「かかわり」の中で、社会をつくる				
	6 人とのつながりの中で社会力を育成する	高校生のうちボランティア活動に参加した生徒の割合：85%	○	77.8%
		(1) YYボランティア活動参加者数：2,500人	◎	2,752人
		(2) 放課後子ども教室、放課後児童クラブのいずれかが設置されている小学校区の割合：87%	◎	89.8%
		(3) 地域活動に取り組む青年グループの数：33市町村66グループ	○	32市町村67グループ

No.	項目名	達成水準（目標）	達成状況	実績等
7	地域文化が活きる人間性豊かな社会をつくる	(1) 「未来に伝える山形の宝」新規登録件数：5件	◎	6件
		(2) ふるさと塾活動賛同団体：285団体	○	284団体
8	活力ある健全な社会づくりに貢献するスポーツを振興する	(1) 総合型地域スポーツクラブ 設置市町村数：35市町村 会員数：23,200人	○	33市町村 22,415人
		(2) 国民体育大会天皇杯順位：20位台	○	30位
IV 学校と地域を元気にする				
9	信頼され尊敬される教員を育てる	(1) 授業研究や学習指導を支援する「カリキュラムサポートプラザ」の利用数：200件	◎	300件
		(2) 管理監督者向けメンタルヘルスセミナーの受講済率：100%	◎	100%
		(2) 健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率：87.6%	○	86.8%
		(3) 体罰のない学校の割合（公立小・中・高・特支合計）：100%	○	98.1%
10	安全・安心な教育環境を整備する	(1) いじめの解消率（県独自調査による、公立小・中・高・特支合計）：90%以上	◎	92.7%
		(2) 公立小・中学校の耐震化率：96%程度	◎	96.0%
		(3) 県立学校施設屋内運動場等の天井落下防止対策の実施：55施設	○	完了：41施設 H27実施：12施設 対象外：2施設
		(4) 再生可能エネルギー等導入促進基金を活用した太陽光発電設備の設置：6校	◎	6校
11	本県教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進	(1) 第6次山形県教育振興計画の策定	○	教育振興計画検討委員会において検討を実施

平成26年度 教育庁の主要施策体系（教育委員会の事務の点検・評価）

< 基本方針 >

< 重点施策 >

< 事項名 >

I 「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる

1 家庭・学校・地域が連携して「いのち」をはぐくむ

- (1) 「いのちの教育」総合推進事業
- (2) 信頼される学校づくり推進事業
- (3) 地域人材による家庭教育支援推進事業
- (4) 家庭教育推進事業
- (5) 幼保小連携推進事業
- (6) 幼児共育推進事業

2 豊かな心と健やかな体を育てる

- (1) 読育の充実
- (2) 生徒指導・相談体制の充実
- (3) 次代を担う子どもの元気アップ推進事業
- (4) いのち輝く食育推進事業

II 「まなび」を通して、自立をめざす

3 関心と意欲を高め、能力を伸ばす

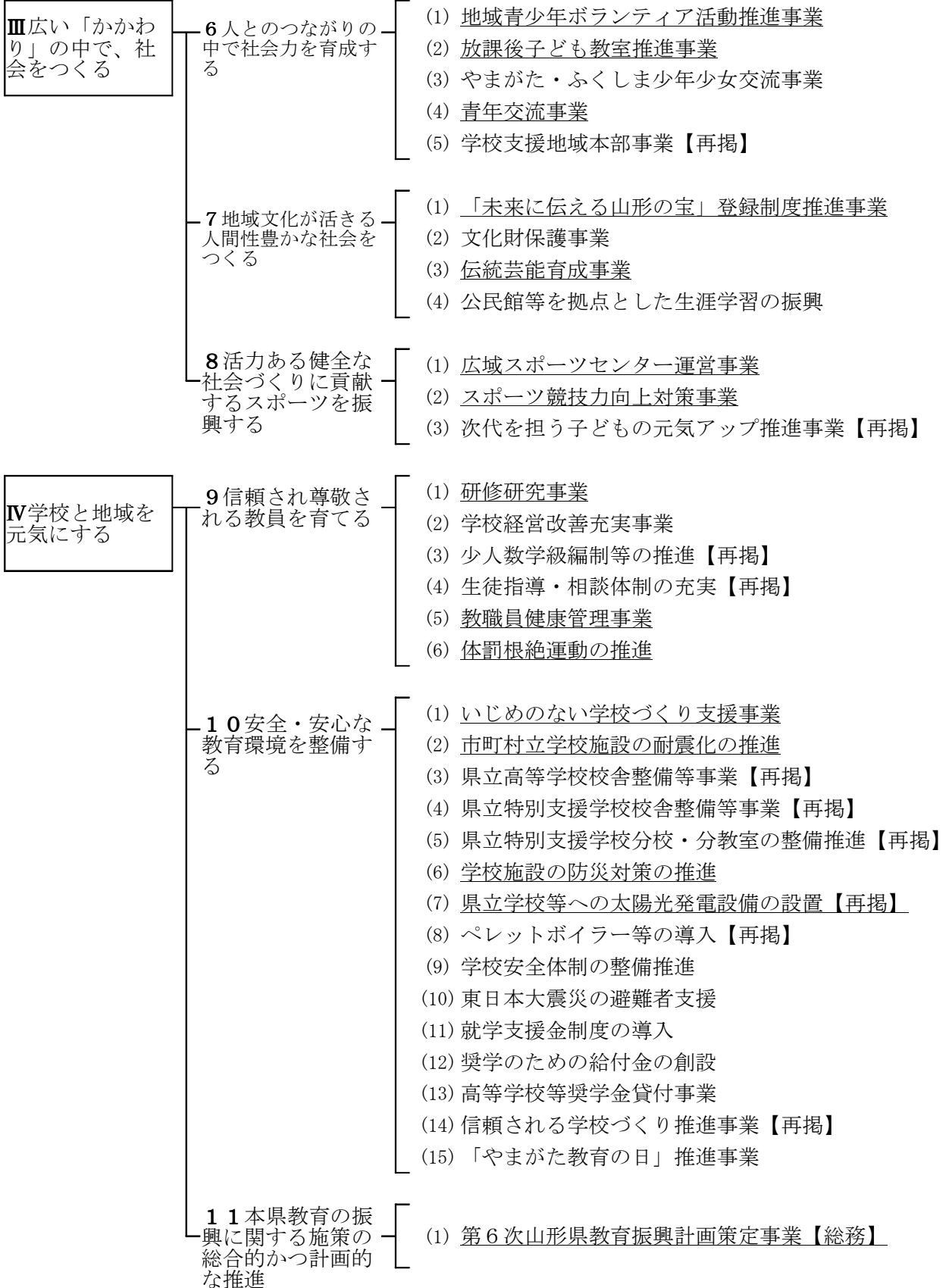
- (1) 少人数学級編制等の推進
- (2) 確かな学力の育成推進
- (3) 高校生海外留学支援事業
- (4) 山形の未来をリードする人材育成事業
- (5) 特別支援学級への少人数学級編制の導入
- (6) キャリア教育推進事業
- (7) 学校支援地域本部事業

4 特別な教育的ニーズに応じた「まなび」を支援する

- (1) 活力あふれる特別支援学校づくりの推進
- (2) 県立高等学校特別支援教育推進事業
- (3) 特別支援教育推進事業
- (4) 通級指導教室の拡充
- (5) 県立特別支援学校校舎整備等事業
- (6) 県立特別支援学校分校・分教室の整備推進

5 時代の進展に対応した学校づくりを進める

- (1) 活力あふれる高校づくりの推進
- (2) 県立高等学校将来構想推進事業
- (3) 県立高等学校校舎等整備事業
- (4) 県立学校等への太陽光発電設備の設置
- (5) ペレットボイラー等の導入



※右の<事業>のうち、下線部が点検・評価の対象事業等（教育庁部局運営プログラム掲載事業）